

韓国 国籍法

【2010年5月4日一部改正・2011年1月1日施行】

第1条(目的)

この法は大韓民国の国民になる要件を決めることを目的とする。

第2条(生まれによる国籍取得)

- ① 次各好意どれ一つにあたる者は生まれと同時に大韓民国国籍(国籍)を取得する。
1. 生まれ当時に部(父)または某(母)が大韓民国の国民である者
 2. 出生する前に付加死亡した場合にはその死亡当時に付加大韓民国の国民だった定木
 3. 親が皆はっきりしない場合や国籍がない場合には大韓民国で出生した者
- ② 大韓民国で発見されたキア(棄児)は大韓民国で出生したことで推正する。

第3条(認知による国籍取得)

- ① 大韓民国の国民ではない定木(以下 "外国人"という)として大韓民国の国民である父または母によって認知(認知)になった者が次各好意要件を皆取り揃えれば法務部長官に届けることで大韓民国国籍を取得することができる。
1. 大韓民国の「民法」上未成年のこと
 2. 生まれ当時に父または母が大韓民国の国民だったこと
- ② 第1項によって届けた者はその申告を一時に大韓民国国籍を取得する。
- ③ 第1項による申告手続きとその他に必要な事項は大統領令で定める。

第4条(帰化による国籍取得)

- ① 大韓民国国籍を取得した事実のない外国人は法務部長官の帰化許可(帰化許可)を受けて大韓民国国籍を取得することができる。
- ② 法務部長官は帰化許可申し込みを受ければ第5条から第7条までの帰化要件を取り揃えたのかを審査した後その要件を取り揃えた者にだけ帰化を許可する。
- ③ 第1項によって帰化許可を受けた者は法務部長官がその許可を一時に大韓民国国籍を取得する。
- ④ 第1項と第2項による申し込み手続きと審査などに関して必要な事項は大統領令で定める。

第5条(一般帰化要件)

外国人が帰化許可を受けるためには第6条も第7条にあたる場合外には次各好意要件を取り揃えなければならない。

1. 5年以上続いて大韓民国に住所があること
2. 大韓民国の「民法」上成年のこと
3. 品行が淑やかなこと

- 4.自分の資産(資産)や機能(技能)によるとか生計を一緒にする家族に寄り掛かって生計を立てる能力があること
- 5.国語能力と大韓民国の風習に対する理解など大韓民国国民としての基本素養(素養)を取り揃えていること

第6条(簡易帰化要件)

① 次各好意どれ一つにあたる外国人として大韓民国に3年以上続いて住所がある者は第5調剤1号の要件を取り揃えなくても帰化許可を受けることができる。

- 1.父または母が大韓民国の国民だった定木
 - 2.大韓民国で出生した者として父または母が大韓民国で出生した者
 - 3.大韓民国国民の養子(養子)として入養当時大韓民国の「民法」上成年だった定木
- ②連れ合いが大韓民国の国民である外国人として次各好意どれ一つにあたる者は第5調剤1号の要件を取り揃えなくても帰化許可を受けることができる。
- 1.その連れ合いと婚姻した状態で大韓民国に2年以上続いて住所がある者
 - 2.その連れ合いと婚姻した後3年経って婚姻した状態で大韓民国に1年以上続いて住所がある者
 - 3.第1号も第2号の期間を満たすことができなかつたが、その連れ合いと婚姻した状態で大韓民国に住所を置いていた中その連れ合いの死亡や失踪またはその他に自分に責任がない事由で正常な魂である生活ができなかつた者として第1号も第2号の残余期間を満たしたし法務部長官が相当(相当)すると認める者
 - 4.第1号も第2号の要件を満たすことができなかつたが、その連れ合いとの婚姻によって出生した未成年の定木(子)を養育しているとか養育しなければならない者として第1号も第2号の期間を満たしたし法務部長官が相当だと認める者

第7条(特別帰化要件)

① 次各好意どれ一つにあたる外国人として大韓民国に住所がある者は第5調剤1号または第4号の要件を取り揃えなくても帰化許可を受けることができる。

- 1.父または母が大韓民国の国民である寝なさい。ただ、養子として大韓民国の「民法」上成人になった後入養された者は除く。
- 2.大韓民国に特別な功労がある者

②法務部長官は第1ハングゼ2号にあたる者に帰化を許可しようとするれば大統領の承認を受けなければならない。

第7条(特別帰化要件)

① 次各好意どれ一つにあたる外国人として大韓民国に住所がある者は第5調剤1号または第4号の要件を取り揃えなくても帰化許可を受けることができる。改訂 2010.5.4

1. 父または母が大韓民国の国民である寝なさい。ただ、養子として大韓民国の「民法」上成人になった後入養された者は除く。
- 2.大韓民国に特別な功労がある者

3.科学経済文化体育など特定分野で非常に優秀な能力を保有した者として大韓民国の国益に寄与することで認められる者

②第1ハングゼ2号及び第3号にあたる者を決める基準及び手続きは大統領令で定める。改訂2010.5.4

第8条(隋伴取得)

① 外国人の定木(子)として大韓民国の「民法」上未成年の者は父または母が帰化許可を申し込む時一緒に国籍取得を申し込むことができる。

②第1項によって国籍取得を申し込んだ者は法務部長官が父または母に帰化を許可した時に一緒に大韓民国国籍を取得する。

③第1項による申し込み手続きとその他に必要な事項は大統領令で定める。

第9条(国籍回復による国籍取得)

① 大韓民国の国民だった外国人は法務部長官の国籍回復許可(国籍回復許可)を受けて大韓民国国籍を取得することができる。

②法務部長官は国籍回復許可申し込みを受ければ審査した後次各好意どれ一つにあたる者には国籍回復を許可しない。

1.国家や社会のために(危害)をかけた事実がある者

2.品行が淑やかではない者

3.兵役を忌避する目的に大韓民国国籍を喪失したとか離脱した定木

4.国家安全保障秩序維持または公共福利のために法務部長官が国籍回復を許可するのが適当ではないと認める者

③第1項によって国籍回復許可を受けた者は法務部長官が許可を一時に大韓民国国籍を取得する。

④第1項と第2項による申し込み手続きと審査などに関して必要な事項は大統領令で定める。

⑤国籍回復許可による隋伴(隨伴)取得に関しては第8条を準用(準用)する。

第10条(国籍取得者の外国国籍放棄義務)

① 大韓民国国籍を取得した外国人として外国国籍を持っている者は大韓民国国籍を取得した日から6ヶ月内にその外国国籍をあきらめなければならない。

②第1項を履行しない者はその期間が去る時に大韓民国国籍を喪失(喪失)する。ただ、本人の意思にもかかわらず第1項を履行しにくい者として大統領令で定める場合にあたる者はそうではない。

第10条(国籍取得者の外国国籍放棄義務)

① 大韓民国国籍を取得した外国人として外国国籍を持っている者は大韓民国国籍を取得した日から1年内にその外国国籍をあきらめなければならない。改訂2010.5.4

②第1項にもかかわらず次各好意どれ一つにあたる者は大韓民国国籍を取得した日から1年内に外国国籍をあきらめるとか法務部長官が決めるところによって大韓民国で外国国籍を行

使しないという意味を法務部長官に誓約しなければならない。新設 2010.5.4

- 1.帰化許可を受けた時に第 6 調剤 2 ハングゼ 1 呼第 2 号または第 7 調剤 1 ハングゼ 2 呼第 3 号のどれ一つにあたる事由がある者
 - 2.第 9 条によって国籍回復許可を受けた者として第 7 調剤 1 ハングゼ 2 号または第 3 号にあたると法務部長官が認める者
 - 3.大韓民国の「民法」上成人になる前に外国人に入養された後外国国籍を取得して外国でずっと居住している途中第 9 条によって国籍回復許可を受けた者
 - 4.外国で居住してから永住する目的に満 65 歳以後に入国して第 9 条によって国籍回復許可を受けた者
 - 5.本人の意にもかかわらず外国の法律及び制度によって第 1 項を履行しにくい者として大統領令で定める者
- ③第 1 項または第 2 項を履行しない者はその期間が去る時に大韓民国国籍を喪失(喪失)する。
改訂 2010.5.4

第 11 条(国籍の再取得)

- ① 第 10 調剤 2 項によって大韓民国国籍を喪失した者がその後 1 年以内にその外国国籍をあきらめれば法務部長官に届けることで大韓民国国籍を再取得することができる。
- ②第 1 項によって届けた者はその申告を一時に大韓民国国籍を取得する。
- ③第 1 項による申告手続きとその他に必要な事項は大統領令で定める。

第 11 条(国籍の再取得)

- ① 第 10 調剤 3 項によって大韓民国国籍を喪失した者がその後 1 年以内にその外国国籍をあきらめれば法務部長官に届けることで大韓民国国籍を再取得することができる。改訂 2010.5.4
- ②第 1 項によって届けた者はその申告を一時に大韓民国国籍を取得する。
- ③第 1 項による申告手続きとその他に必要な事項は大統領令で定める。

第 11 条の 2(復讐国籍者の法的地位など)

- ① 生まれやその他にこの法によって大韓民国国籍と外国国籍を一緒に持つようになった者[以下 "復讐国籍者"(復讐国籍者)だと言う]と言う大韓民国の法令適用で大韓民国国民だけで処遇する。
- ②復讐国籍者が関係法令によって外国国籍を保有した状態で職務を遂行することができない分野に携わろうとする場合には外国国籍をあきらめなければならない。
- ③中央行政機関の長が復讐国籍者を外国人と等しく処遇する内容で法令を制定または改正しようとする場合にはあらかじめ法務部長官と協議しなければならない。

第 12 条(復讐国籍者の国籍選択義務)

- ① 満 20 歳になる前に復讐国籍者になった者は満 22 歳になる前まで、満 20 歳になった後に復讐国籍者になった者はその時から 2 年以内に第 13 条と第 14 条によって一つの国籍を選択しなければならない。ただ、第 10 調剤 2 項によって法務部長官に大韓民国で外国国籍を行使しないという意味を誓約した復讐国籍者は除く。改訂 2010.5.4

②第1項本文にもかかわらず「兵役法」第8条によって第1国民役(第一国民役)に編入された者は編入された時から3ヶ月以内に一つの国籍を選択するか第3項各好意どれ一つにあたる時から2年以内に一つの国籍を選択しなければならない。ただ、第13条によって大韓民国国籍を選択しようとする場合には第3項各好意どれ一つにあたる前にもできる。改訂 2010.5.4

③直系尊属(直系尊属)が外国で領主(永住)する目的なしに滞留した状態で出生した者は兵役の義務の移行と係わって次各好意どれ一つにあたる場合にだけ第14条による国籍離脱申告ができる。改訂 2010.5.4

1.現役常勤予備役または補充役で服務を終えるとか終えたことを見るようになる場合

2.第2国民役に編入された場合

3.兵役免除処分を受けた場合

第13条(大韓民国国籍の選択手続き)

①復讐国籍者として第12調剤1項本文に規定された期間内に大韓民国国籍を選択しようとする寝る外国国籍をあきらめるとか法務部長官が決めるところによって大韓民国で外国国籍を行使しないという意味を誓約して法務部長官に大韓民国国籍を選択するという意味を届けることができる。改訂 2010.5.4

②復讐国籍者として第12調剤1項本文に規定された期間後に大韓民国国籍を選択しようとする寝る外国国籍をあきらめた場合にだけ法務部長官に大韓民国国籍を選択するという意味を届けることができる。ただ、第12調剤3ハングゼ1号の場合にあたる者はその場合にあたる時から2年以内には第1項で決めた方式で大韓民国国籍を選択するという意味を届けることができる。新設 2010.5.4

③第1項及び第2項手がかりにもかかわらず生まれ当時に某がお子さんに外国国籍を取得するようにする目的に外国で滞留の中だった事実の認められる者は外国国籍をあきらめた場合にだけ大韓民国国籍を選択するという意味を届けることができる。新設 2010.5.4

④第1項から第3項までの規定による申告の修理(受理)要件,申告手続き,その他に必要な事項は大統領令で定める。改訂 2010.5.4

第14条(大韓民国国籍の離脱手続き)

①二重国籍者として外国国籍を選択しようとする寝る第12調剤1項に規定された期間内に法務部長官に大韓民国国籍を離脱するという意味を届けることができる。ただ、第12調剤1項手がかりまたは同じな組第3項にあたる者はその期間以内にまたは該当の事由が発生した時から届けることができる。

②第1項によって国籍離脱の申告を一寝るその申告を一時に大韓民国国籍を喪失する。

③第1項による申告手続きとその他に必要な事項は大統領令で定める。

第14条(大韓民国国籍の離脱要件及び手続き)

①復讐国籍者として外国国籍を選択しようとする寝る外国に住所がある場合にだけ住所地管轄在外公館の章を経て法務部長官に大韓民国国籍を離脱するという意味を届けることがで

きる。ただ、第 12 調剤 2 項本文または同じな組第 3 項にあたる者はその期間以内にまたは該当の事由が発生した時からだけ届けることができる。改訂 2010.5.4

②第 1 項によって国籍離脱の申告を一寝る法務部長官が申告を修理した時に大韓民国国籍を喪失する。改訂 2010.5.4

③第 1 項による申告及び修理の要件、手続きとその他に必要な事項は大統領令で定める。改訂 2010.5.4

第 14 条の 2(復讐国籍者に対する国籍選択命令)

① 法務部長官は復讐国籍者として第 12 調剤 1 項または第 2 項で決めた期間内に国籍を選択しない者に 1 年以内に一つの国籍を選択することを命じなければならない。

②法務部長官は復讐国籍者として第 10 調剤 2 項、第 13 調剤 1 項または同じな組第 2 項手がかかりによって大韓民国で外国国籍を行使しないという意味を誓約した者がその意味にめっきり惚れる行為をした場合には 6 ヶ月内に一つの国籍を選択することを命ずることができる。

③第 1 項または第 2 項によって国籍選択の命令を受けた者が大韓民国国籍を選択しようとするれば外国国籍をあきらめなければならない。

④第 1 項または第 2 項によって国籍選択の命令を受けてからもこれをよらない者はその期間が去る時に大韓民国国籍を喪失する。

⑤第 1 項及び第 2 項による国籍選択の手続きと第 2 項による誓約にめっきり惚れる行為類型は大統領令で定める。

第 14 条の 3(大韓民国国籍の喪失決定)

① 法務部長官は復讐国籍者が次各好意どの一つの事由にあたって大韓民国の国籍を保有することがめっきり不向きすると認める場合には聴聞を経て大韓民国国籍の喪失を決めることができる。ただ、生まれによって大韓民国国籍を取得した者は除く。

1. 国家安保、外交関係及び国民経済などにおいて大韓民国の国益に惚れる行為をする場合

2. 大韓民国の社会秩序維持に相当な差し支えをもたらず行為として大統領令で定める場合

②第 1 項による決定を受けた者はその決定を受けた時に大韓民国国籍を喪失する。

第 14 条の 4(復讐国籍者に関する通報義務など)

① 公務員がその職務上復讐国籍者を見つければ透かさず法務部長官にその事実を知らせなければならない。

②公務員がその職務上復讐国籍者可否を確認する必要がある場合には当事者に質問をすることか必要な資料の提出を要請することができる。

③第 1 項による通報手続きは大統領令で定める。

第 15 条(外国国籍取得による国籍喪失)

① 大韓民国の国民として奮って外国国籍を取得した者はその外国国籍を取得した時に大韓民国国籍を喪失する。

②大韓民国の国民として次各好意どれ一つにあたる者はその外国国籍を取得した時から 6 ヶ月内に法務部長官に大韓民国国籍を保有する意思がいるという意味を届けなければその外国国籍を取得した時で溯及(遡及)して大韓民国国籍を喪失したことで見る。

- 1.外国人との婚姻でその連れ合いの国籍を取得するようになった者
 - 2.外国人に入養されてその良否または羊毛の国籍を取得するようになった者
 - 3.外国人である父または母に認知されてその父または母の国籍を取得するようになった者
 - 4.外国国籍を取得して大韓民国国籍を喪失するようになった者の連れ合いや未成年の定木(子)としてその外国の法律によって一緒にその外国国籍を取得するようになった者
- ③外国国籍を取得することで大韓民国国籍を喪失するようになった者に対してその外国国籍のツィドクイルが分かることができなければ彼が使う外国パスポートの最初バルグブイルにその外国国籍を取得したことで推正する。
- ④第 2 項による申告手続きとその他に必要な事項は大統領令で定める。

第 16 条(国籍喪失者の処理)

- ① 大韓民国国籍を喪失した者(第 14 条による国籍離脱の申告を一寝る除く)と言う法務部長官に国籍喪失申告をしなければならない。
- ②公務員がその職務上大韓民国国籍を喪失した者を見つければ透かさず法務部長官にその事実を知らせなければならない。
- ③法務部長官はその職務上大韓民国国籍を喪失した者を見つけるとか第 1 項も第 2 項によって国籍喪失の申告や通報を受ければ家族関係登録関西と住民登録関西に知らせなければならない。
- ④第 1 項から第 3 項までの規定による申告及び通報の手続きとその他に必要な事項は大統領令で定める。

第 17 条(官報考試)

- ① 法務部長官は大韓民国国籍の取得と喪失に関する事項が発生すればその意味を官報に考試(告示)しなければならない。
- ②第 1 項によって官報に告示する事項は大統領令で定める。

第 18 条(国籍喪失者の権利変動)

- ① 大韓民国国籍を喪失した者は国籍を喪失した時から大韓民国の国民だけが享受することができる権利を享受することができない。
- ②第 1 項にあたる権利の中で大韓民国の国民だった時取得したこととして譲り渡し(讓渡)できることはその権利と係わる法令で別に決めたところがなければ 3 年内に大韓民国の国民に譲渡しなければならない。

第 19 条(法定代理人がする申告など)

この法に規定された申し込みやはいて来て関してその申し込みや申告をしようとする者が

15 歳未満なら法定代理人が代わりをしてこれを行う。

第 20 条(国籍判定)

① 法務部長官は大韓民国国籍の取得や保有可否がはっきりしない者に対してこれを審査した後判定することができる。

②第 1 項による審査及び判定の手続きとその他に必要な事項は大統領令で定める。

第 21 条(許可などの取り消し)

① 法務部長官は偽りやその外の不正な方法で帰化許可や国籍回復許可または国籍保有判定を受けた者に対してその許可または判定を取り消すことができる。

②第 1 項による取り消しの基準手続きとその他に必要な事項は大統領令で定める。

第 22 条(権限の委任)

この法による法務部長官の権限は大統領令で定めるところによってその一部を出入国管理事務所長または出入国管理事務所出張所長に委任することができる。